

Ⅰ 下関市市民協働参画条例

平成17年2月13日 下関市条例第134号

私たち下関市民は、「海峡の恵み」と「歴史の心」に育まれた「明日への希望に燃えているまち下関」をこよなく愛しています。先人の努力のたま物であるこのまちを、「自然と歴史と人が織りなす交流都市」として築き上げ、未来の世代に引き継いでいきたいと願っています。

世の中の大きな流れの中で、私たちは、今、教育、保健、医療や福祉等子どもから高齢者までにかかわる問題、また、地域の安全、災害対策、環境保全やコミュニティづくり等住みよい環境づくりにかかわる問題、更に、人権、男女共同参画、文化やスポーツ等人々の生き方にかかわる問題等市民生活に密接にかかわる分野で様々な問題に直面しています。

市民の価値観が多様化、個性化している今日、これらの問題を自らの課題として受けとめ、市民一人ひとりが「社会のために何ができるか」と問い直し、自らの責任と役割を明らかにしながら、その解決に取り組んでいくことが大切になっています。

下関市は、「市政の主人公は市民である」という基本理念の下に、各種の審議会や運営委員会を設置するとともに、直接市民と話し合いの場を持つ等広く市民の意見を求める努力を続けています。

一方、市民の間においては、NPO活動（民間非営利組織活動）やボランティア活動、地域のコミュニティ活動等の市民活動を通して、「何かをしなければならない」という社会的使命感をもった活動が少なからず展開されています。

私たちは、このような状況を踏まえ、市民と行政、市民と市民が対等の関係において、それぞれの英知を集め実践力をつなぎあい、「協働」する「市民参画」という新しい社会システムを築き、「自然と歴史と人が織りなす交流都市」を創造することを願い、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市民参画という新しい社会システムの推進に関する基本理念及びその実現に関する基本的な事項を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市が、良きパートナーとして役割を分担し、公益の増進を協働して図ることにより、快適な環境を有する都市の創造に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、及び協力して行動することをいう。
- (2) 市民参画 市民及び市民活動団体（以下「市民等」という。）が市の施策の立案、実施及び評価の各段階に自発的かつ自律的にかかわること並びに市民等がまちづくりのために協働することをいう。
- (3) 市民活動 自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動又は地縁に基づき地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。
- (4) パートナーシップ 協働を実現するための友好的な協力関係をいう。
- (5) 市民活動団体 組織的かつ継続的に市民活動を行うことを主たる目的とする団体であり、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とするもの

エ 営利を目的とするもの

(6) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

(7) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

(基本理念)

第3条 市民等及び市は、協働の関係を構築し、相互のパートナーシップが確立された市民参画型社会の実現及び発展に努めるものとする。

2 市民等及び市は、市民参画を推進するため、それぞれが有する情報の提供及び共有に努めるものとする。

3 市は、市民参画に対する市民意識の醸成及び市民活動の促進に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自発的かつ自律的に市民参画に関する理解を深め、自らが暮らす社会に関心を持ち、身の回りの事について、自らできることを考え、行動するとともに、進んでまちづくりへの参加に努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、自発的かつ自律的に市民活動に関する理解を深め、その活動の発展及び促進に努めるものとする。

(市民活動団体の責務)

第5条 市民活動団体は、基本理念にのっとり、自発的かつ自律的に市民参画に関する理解を深め、市民参画型社会の実現及び発展に寄与するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、基本理念にのっとり、自発的かつ自律的に自らの活動の公益性を検証するとともに、情報を市民に提供することにより、市民活動についての市民等の理解の促進に努めるものとする。

(事業者の配慮等)

第6条 事業者は、市民参画に対する理解を深めるとともに、その発展の寄与に努めるものとする。

2 事業者は、市民活動の果たす役割の重要性への理解を深めるとともに、市民活動に対する支援に配慮するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念にのっとり、市民参画が図られるよう努めるものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、市民活動を促進するための環境整備に努めるものとする。

(市民参画の対象)

第8条 市民参画の対象とする実施機関の施策は、原則として次のとおりとする。

(1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更

(2) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(3) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

2 実施機関は、前項各号に掲げる施策以外の施策についても、市民参画を図ることができる。

3 実施機関は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画の対象としないものとする。

(1) 定型的又は経常的に行うもの

(2) 軽易なもの

(3) 緊急に行わなければならないもの

(4) 市内部の事務処理に関するもの

(5) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの

(6) 市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により別に税目を起こす場合を除く。)

(7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

(市民参画の方法)

第9条 実施機関は、説明会の開催、アンケートの実施、ワークショップの開催、審議会の設置、パブリックコメントの実施等の方法により効果的な市民参画の実現に努めるものとする。

(市民参画の方法の公表)

第10条 実施機関は、できる限り早い時期に、市民参画の方法について公表するよう努めるものとする。

(留意事項)

第11条 実施機関は、市民参画の方法を実施するときは、次の事項に留意するものとする。

(1) 効果が期待できる手法を講じること。

(2) 市民等が幅広く参加できる手法を講じること。

(3) 高度な専門性を有する施策にあっては、当該施策に関し深い知識を有する市民等の参加が得られるようにすること。

(4) 地域性を有する施策にあっては、当該施策の対象となる地域の市民等の参加が得られるようにすること。

(5) 営利を目的としたものの関与を排除すること。

(情報の提供と共有)

第12条 市民等及び市は、市民参画を推進するため、相互に情報を提供し、及び共有することに努めるものとする。ただし、情報の提供及び共有に当たっては、個人情報の保護に配慮するものとする。

2 実施機関は、市民参画を推進するため、市政に関する情報を、適切な時期に、適切な方法により市民等に提供するよう努めるものとする。

(広聴)

第13条 実施機関は、市民参画を推進するために、手紙、電子メール等による提案、質問等の受付、アンケートの実施、直接的な対話の実施等の方法により、市民等の意識の把握及び意見の聴取に努めるものとする。

(附属機関等の委員)

第14条 実施機関は、附属機関等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び調停、審査、諮問、調査等を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等を行うため、要綱等の定めるところにより設置される組織をいう。以下同じ。)の委員を委嘱し、又は任命しようとするときは、一部又は全部の委員を公募により選出された委員(以下「公募委員」という。)とするとともに、男女比率、年齢構成、在期数及び他の附属機関等の委員との兼職状況等を勘案して選考するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、附属機関等に公募委員を含まないことができるものとする。

(1) 法令の規定により委員の構成が定められている場合

(2) 専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う場合

(3) その他公募に適さない事案を取り扱う場合

(市民活動を促進するための環境整備)

第15条 市長は、市民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市民活動を促進するための環境整備に関する基本的な計画(以下「市民活動促進基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、市民活動の重要性に対する市職員の理解を促進するとともに、第7条第2項の規定に基づく環境整備として、支援における公平性及び市民活動の自律性に配慮しつつ、予算の範囲内で次の事項を実現するための施策の実施に努めるものとする。

(1) 市民活動を促進する情報の収集及び提供

- (2) 市民活動の場の提供
- (3) 市民活動のネットワーク化の促進
- (4) その他市民活動を側面的に支援する助成制度の実施
(年次報告)

第16条 市長は、毎年、市民参画及び市民活動の状況について、公表するものとする。

(下関市市民協働参画審議会の設置)

第17条 市長は、市民活動促進基本計画の策定並びに市民参画及び市民活動の状況の評価に関することについて諮問するため、下関市市民協働参画審議会(以下「協働参画審議会」という。)を附属機関として設置する。

2 協働参画審議会は、委員20人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募に応募した市民
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 事業者等で構成する団体の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協働参画審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(適用除外)

第18条 この条例の定めるところにより実施機関が市民参画の方法を実施した場合に、法令又は他の条例の規定に反することとなるときは、その反することとなる限りにおいて、この条例の規定は適用しない。

(条例の見直し)

第19条 市は、必要に応じ、この条例の見直しを行うものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に、下関市市民協働参画条例(平成15年下関市条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日以降最初に任命される委員の任期は、第17条第4項の規定にかかわらず、平成17年9月21日までとする。

附 則(平成22年3月26日条例第17号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月21日条例第68号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 下関市市民協働参画条例施行規則

平成17年2月13日 下関市規則第78号

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市市民協働参画条例(平成17年条例第134号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民参画の方法)

第2条 条例第9条に規定する説明会の開催に当たっては、当該説明会に係る市民参画の対象とする施策(以下「対象施策」という。)、開催日時、開催場所、参加対象者、対象施策の概要等の情報を原則として当該説明会の開催の日の1月前までに公表するとともに、対象施策に関する資料を事前に提供するように努めるものとする。

2 前項に定める提供は、手渡し、郵送、公表等によるものとする。

3 条例第9条に規定するアンケートの実施、ワークショップの開催、審議会の設置、パブリックコメントの実施等については、その実施の方法、留意事項等を別に定めるものとする。

(公表の方法)

第3条 条例第10条及び第16条並びに前条に規定する公表は、次に掲げる方法により行うよう努めるものとする。

(1) 実施機関の発行する広報誌等への掲載

(2) 担当窓口等での閲覧又は配布

(3) インターネットによる閲覧

(4) その他市長が必要と認める方法

2 公表を行った場合には、併せて報道機関への情報提供その他適切な方法により、公表した事項を市民に周知するよう努めるものとする。

(意見等への回答)

第4条 実施機関は、条例第13条に規定する市民等の意識の把握及び意見の聴取に際し、回答を要するものについては、受付期間等に別途定めがある場合を除き、受け付けた日の翌日から起算して30日以内に回答を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第5条 条例第16条の規定による年次報告に記載する事項は、原則として次のとおりとする。

(1) 市民参画の対象とした施策及び市民参画の方法

(2) 情報の提供と共有を行った施策

(3) 実施機関の施策の推進に関して市民から提出された意見の件数及び回答状況

(4) 条例第14条に規定する附属機関等における委員構成の状況

(5) 市民活動を促進するための環境整備として実施された施策

(6) 市民活動団体と協働を行った施策及び協働の方法

(7) 市内の市民活動の状況に関する事項

2 前項の年次報告は、年度終了後、できる限り早い時期に行うものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例

平成 26 年 9 月 30 日 下関市条例第 54 号

(目的)

第1条 この条例は、住民自治によるまちづくりについて、基本理念を定め、市の役割を明らかにするとともに、まちづくり協議会の設立等及び市の支援に関し必要な事項を定めることにより、人と人とのつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民自治によるまちづくり 市民等が合意に基づき、地区における共通の課題の解決や地域活性化を目的として行う活動をいう。
- (2) 地区 市の区域を一定の条件で区切った規則で定める地区をいう。
- (3) まちづくり協議会 地区における住民自治によるまちづくりを推進するために、市民等が構成員となり自主的に形成する組織で第5条第3項の認定を受けたものをいう。
- (4) 市民等 地区における次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に居住する者
 - イ 市内で活動する市民活動団体等
 - ウ 市内で事業を営む者又は市内に存する事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校等に通う者
- (5) まちづくり計画 住民自治によるまちづくりを計画的に実施するためにまちづくり協議会が策定する方針及び中長期的な事業計画をいう。

(基本理念)

第3条 市民等は、地区内の市民等の意思に基づき、自主的かつ主体的に住民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と市は、互いの役割と立場を尊重し、協働して住民自治によるまちづくりを推進するものとする。

(市の役割)

第4条 市は、第1条の目的を達成するために、市民等の自主性及び主体性を尊重しつつ、住民自治によるまちづくりの推進に関し必要な施策を講じるものとする。

(協議会の設立等)

第5条 市民等は、市長の認定を受けて、地区に1の協議会を設立することができる。

2 市民等は、前項の規定により協議会を設立しようとするときは、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、規則で定める基準に適合していると認めるときは、協議会の設立を認定するものとする。

(協議会の役割)

第6条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 市民等が住民自治によるまちづくりをより円滑かつ効果的に行うことができるよう、それぞれの活動内容を理解し情報を共有するためのネットワークの構築を図ること。
- (2) 地区の身近な課題の解決又は地域活性化のための方策及びまちづくり計画を立案するとともに、規則で定める活動を行うこと。

(協議会の運営)

第7条 協議会は、市民等が開かれた運営を行い、意思決定については、民主的かつ効率的な方法により行うものとする。

(協議会の変更)

第8条 協議会は、第5条第2項の規定により申請書に記載した事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更について市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(協議会の認定の取消し)

第9条 市長は、協議会の運営等が規則で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(市の支援)

第10条 市は、協議会が住民自治によるまちづくりを推進するため、必要があると認めるときは、予算の範囲内において財政上の支援その他の支援を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

4 下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例施行規則

平成 26 年 11 月 27 日 下関市規則第 111 号

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例(平成 26 年条例第 54 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(まちづくり協議会の地区)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める地区は、下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(平成 17 年教育委員会規則第 17 号)別表に規定する1の中学校の通学区域(以下「通学区域」という。)の範囲とする。ただし、その範囲が地域の実情に合わない場合にあつては、当該通学区域を基礎として地縁等により区切った範囲とする。

2 前項の規定にかかわらず、市民等は、まちづくり協議会(以下「協議会」という。)を設立しようとする場合において、地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現のため必要があるときは、次に掲げる事項を勘案し前項の規定による複数の地区を1の地区とすることができる。

(1) 市民等がまちづくりの課題を共有し、ネットワーク化及び相互補完を図りながら、効率的かつ効果的にまちづくりの課題の解決及び地域活性化に取り組むことができること。

(2) 地区の範囲が他の協議会と均衡が図られていること。

(3) 他の協議会の地区と重複しないこと。

(協議会の認定申請)

第3条 条例第5条第2項に規定する申請書は、まちづくり協議会認定申請書(様式第1号)とする。

(協議会の設立認定)

第4条 条例第5条第3項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 住民自治によるまちづくりを推進することを目的として設立される組織であること。

(2) 市民等に開かれた民主的かつ効率的な組織であること。

(3) 自主的かつ主体的な運営ができる組織であること。

2 市長は、条例第5条第3項の規定による審査の結果、協議会の設立を認定したときにあつてはまちづくり協議会認定通知書(様式第2号)により、認定しないときにあつてはその旨を書面により通知するものとする。

3 市長は、条例第5条第3項の規定により協議会の設立を認定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 協議会の名称

(2) 協議会の事務所の所在地

(3) 協議会を設立した地区の町名の一覧

(4) 認定年月日

(協議会の活動)

第5条 条例第6条第2号の規則で定める活動は、次に掲げるものとする。

(1) 地区の課題、情報等を共有するための広報に関する活動

(2) 地区の地域福祉、子育て支援、防犯、防災等の課題の解決に向けた共助に関する活動

(3) 地区内外における地域交流に関する活動

(4) 地区の特性である地域資源の活用に関する活動

(5) 地区における市民等の意見や課題を把握し、まちづくり計画等に反映するための情報収集に関する活動

(6) 地区の課題の解決のための市との協働に関する活動

(7) 市の事業への協力及び市からの提案等に対する意見集約に関する活動

(8) 前各号に掲げるもののほか、地区において必要な住民自治によるまちづくりに関する活動

2 協議会は、次に掲げる活動を行ってはならない。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(協議会の変更)

第6条 条例第8条の規定による変更の申請は、まちづくり協議会認定内容変更申請書(様式第3号)により行うものとする。

2 条例第8条ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項に係る変更であって、市長が軽微な変更と認めるものとする。

(1) 構成する団体等の名簿

(2) 役員名簿

(3) 組織図

(4) 事業計画書

(5) 予算書

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が指定する事項

3 第4条第2項及び第3項の規定は、条例第8条の規定による変更の申請について準用する。

(協議会の認定の取消し)

第7条 条例第9条の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

(1) 協議会が第4条第1項各号の基準に適合しないとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により協議会の認定を受けたとき。

(3) 協議会の運営において、不正な行為があったとき。

(4) 協議会としての活動の実態がなく、かつ、活動が行われる見込みがないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が協議会の認定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、条例第9条の規定により協議会の認定を取り消したときは、まちづくり協議会認定取消通知書(様式第4号)により当該協議会に通知するものとする。

3 市長は、条例第9条の規定により協議会の認定を取り消したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 協議会の名称

(2) 協議会に係る地区の町名の一覧

(3) 取消理由

(4) 取消年月日

(協議会の解散)

第8条 条例第5条第3項の規定による認定を受けた協議会は、協議会を解散するときは、あらかじめ、その旨を記載したまちづくり協議会解散届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 協議会の名称

(2) 協議会に係る地区の町名の一覧

(3) 解散年月日

(情報公開等)

第9条 協議会は、活動に関する全ての書類を事務所に備え付けることとし、情報の公開を推進するとともに、

より効果的な活動を行うため、他の協議会との情報交換及び連絡調整を積極的に行うものとする。

- 2 協議会（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者に該当する協議会を除く。）は、その活動に伴い知り得た個人に関する情報については、その保護と適正な利用に努めるとともに、本人の同意があるとき又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときに限り公開できるものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第1号、様式第3号及び様式第5号による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（令和5年1月13日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 協議会の名称
代表者住所
代表者氏名
連絡先電話番号

_____ 地区まちづくり協議会認定申請書

_____ 地区において、まちづくり協議会を設立したいので、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 協議会の名称	
2 事務所の所在地	〒 下関市
3 代表者氏名	
4 設立年月日	

（添付資料）
(1) 協議会の規約
(2) 協議会を構成する団体等の名簿
(3) 協議会の役員名簿
(4) 地区の町名の一覧
(5) 組織図（協議会の組織構成が分かるもの）
(6) 1事業年度の事業計画書
(7) 1事業年度の予算書

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

_____ 地区まちづくり協議会

代表者 様

下関市長 印

_____ 地区まちづくり協議会認定通知書

年 月 日付けで申請のあった_____地区まちづくり協議会の設立の認定については、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例施行規則第4条第1項各号の基準に適合していると認め、_____地区まちづくり協議会の設立を認定したので、その旨通知します。

1 協議会の名称	
2 事務所の所在地	〒 下関市
3 認定年月日	
4 備 考	

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 協議会の名称
代表者住所
代表者氏名
連絡先電話番号

地区まちづくり協議会認定内容変更申請書

年 月 日付け下 第 号で認定通知があった 地区まちづくり協議会の内容を変更したいので、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例第8条の規定により、次のとおり内容の変更を申請します。

変更内容	変更後	変更前	変更年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

（注）変更内容の詳細を示す資料等があれば添付してください。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

地区まちづくり協議会

代表者 様

下関市長

印

地区まちづくり協議会認定取消通知書

下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例施行規則第7条第1項に掲げる事由に該当すると認められるため、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例第9条の規定により、地区まちづくり協議会の認定を取り消したので、その旨通知します。

1 協議会の名称	
2 取消理由	
3 取消年月日	
4 備考	

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

届出者 協議会の名称
代表者住所
代表者氏名
連絡先電話番号

地区まちづくり協議会解散届出書

地区まちづくり協議会を解散するので、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 協議会の名称	
2 認定年月日	
3 解散年月日	
4 解散理由	
5 備考	

5 第5次下関市市民活動促進基本計画策定について

(1) 策定経緯

令和6年度	市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査
令和7年 6月	第1回市民協働参画審議会
令和7年 7月	第1回市民協働参画推進本部会議
令和7年 8月	第2回市民協働参画審議会 諮問
令和7年 9月	第3回定例会総務委員会 報告
令和7年 9月	第2回市民協働参画推進本部会議(書面開催)
令和7年 9月	ワークショップの開催
令和7年 9月	まちづくり協議会への説明(第1回ネットワーク会議)
令和7年 9月	第3回市民協働参画審議会
令和7年 10月~11月	パブリックコメントの実施
令和7年 10月~11月	まちづくり協議会への意見聴取
令和7年 12月	第4回定例会総務委員会 報告
令和7年 12月	第4回市民協働参画審議会
令和8年 1月	市民協働参画審議会 答申
令和8年 1月	第3回市民協働参画推進本部会議(書面開催)
令和8年 3月	第1回定例会総務委員会 報告
令和8年 3月	公表

(2) ワークショップ開催結果

開催日時	令和7年9月20日(土曜日)13時30分~16時30分	  開催の様子はこちら
開催場所	しものせき市民活動センター	
テーマ	市民活動をもっと楽しく! ワークショップ	
内容	市民活動や活動団体、まちづくり協議会の5年後の姿をイメージし、市民活動を更に活発化させるしかけをグループワークを通じて話し合う	
参加者	市内に在住または通勤・通学・活動している方 18人	

(3) パブリックコメント実施結果

募集期間	令和7年10月6日~令和7年11月6日	  結果の詳細はこちら
閲覧場所等	本庁舎、各総合支所(4) 本庁管内各支所(12)、市ホームページ、 下関市立中央図書館、下関市民センター、 しものせき市民活動センター(ふくふくサポート)	
応募状況	応募者数 9人 応募件数 32件	

6 まちづくり協議会の概要

※ 人口及び世帯数:令和7年10月1日時点

協議会の名称	中東地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年10月6日 (設立総会::平成27年10月6日)		
事務所の位置	唐戸町4番1号 カラトピア5階		
人口	20,045 人	世帯数	11,599 世帯
面積	7.77 km ²	中学校区	日新中学校・名陵中学校

協議会の名称	西部地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年2月2日 (設立総会::平成28年1月31日)		
事務所の位置	伊崎町一丁目4番30号 西部公民館内		
人口	9,897 人	世帯数	6,567 世帯
面積	3.25 km ²	中学校区	文洋中学校

協議会の名称	向洋地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年9月1日 (設立総会::平成28年8月28日)		
事務所の位置	向洋町14番1号 向山小学校内		
人口	8,304 人	世帯数	4,897 世帯
面積	1.92 km ²	中学校区	向洋中学校

協議会の名称	山の田地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年6月14日 (設立総会::平成28年6月10日)		
事務所の位置	山の田東町4番13号 北部公民館内		
人口	17,282 人	世帯数	9,292 世帯
面積	3.77 km ²	中学校区	山の田中学校

協議会の名称	彦島地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年7月21日 （ 設立総会：平成28年7月16日 ）		
事務所の位置	彦島江の浦町一丁目3番1号 彦島公民館内		
人口	22,005 人	世帯数	11,997 世帯
面積	11.26 km ²	中学校区	彦島中学校・玄洋中学校

協議会の名称	長府地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年1月15日 （ 設立総会：平成28年1月13日 ）		
事務所の位置	長府亀の甲二丁目2番1号 豊浦小学校内		
人口	15,623 人	世帯数	7,924 世帯
面積	10.33 km ²	中学校区	長府中学校

協議会の名称	長府東部地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年4月5日 （ 設立総会：平成28年4月3日 ）		
事務所の位置	長府松小田北町14番1号 長府小学校内		
人口	10,921 人	世帯数	5,875 世帯
面積	7.29 km ²	中学校区	長成中学校

協議会の名称	東部5地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年12月1日 （ 設立総会：平成27年11月29日 ）		
事務所の位置	小月本町一丁目7番7号 小月公民館内		
人口	24,721 人	世帯数	12,154 世帯
面積	73.39 km ²	中学校区	東部中学校・木屋川中学校

協議会の名称	勝山地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年12月15日（設立総会：平成28年12月11日）		
事務所の位置	秋根南町二丁目4番33号 勝山公民館内		
人口	24,699人	世帯数	12,936世帯
面積	21.94 km ²	中学校区	勝山中学校

協議会の名称	内日地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年1月26日（設立総会：平成28年1月24日）		
事務所の位置	大字内日下1146番地5 内日公民館内		
人口	989人	世帯数	517世帯
面積	29.64km ²	中学校区	内日中学校

協議会の名称	川中地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年9月28日（設立総会：平成28年9月22日）		
事務所の位置	伊倉町二丁目1番1号 川中公民館内		
人口	33,569人	世帯数	16,664世帯
面積	10.96 km ²	中学校区	川中中学校・垢田中学校

協議会の名称	安岡地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年12月15日（設立総会：平成27年12月13日）		
事務所の位置	富任町五丁目10番1号 やすらガーデン内		
人口	14,176人	世帯数	7,137世帯
面積	16.39 km ²	中学校区	安岡中学校

協議会の名称	吉見地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年11月4日（設立総会：平成27年10月31日）		
事務所の位置	吉見下1533番地 吉見公民館内		
人口	4,905人	世帯数	2,873世帯
面積	26.50 km ²	中学校区	吉見中学校・蓋井中学校

協議会の名称	菊川地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年9月28日（設立総会：平成27年9月27日）		
事務所の位置	菊川町大字田部747番4 菊川総合支所第3庁舎内		
人口	7,083人	世帯数	3,425世帯
面積	83.78 km ²	中学校区	菊川中学校

協議会の名称	豊田地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年2月2日（設立総会：平成28年1月31日）		
事務所の位置	豊田町大字矢田149番地1 豊田生涯学習センター内		
人口	4,131人	世帯数	2,158世帯
面積	163.47 km ²	中学校区	豊田中学校

協議会の名称	豊浦地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年12月1日（設立総会：平成27年11月28日）		
事務所の位置	豊浦町大字川棚7112番地4 豊浦コミュニティ情報プラザ内		
人口	15,032人	世帯数	7,812世帯
面積	75.86 km ²	中学校区	夢が丘中学校・豊洋中学校

協議会の名称	豊北地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年12月8日（設立総会：平成27年12月5日）		
事務所の位置	豊北町大字神田1199番地1 豊北生涯学習センター内		
人口	7,066人	世帯数	3,890世帯
面積	168.64 km ²	中学校区	豊北中学校

7 しものせき市民活動センターの概要

下関市竹崎町四丁目4番2号 ヴェルタワー下関2階
TEL/083-231-1826 FAX/083-232-1881

詳細はこちら→



開館時間 月曜日～土曜日 9:00～22:00 日曜日・祝日 9:00～18:00
休館日 12月29日～1月3日

～ 機能の一部のご紹介 ～

■ 相談コーナー ■

助成金やNPO法人の設立、市民活動保険、イベントの企画等に関する相談を受け付けます。

■ 会議室の利用 ■

3つの会議室(小・中・大)を備えています。利用状況はホームページでも確認できます。

■ ボランティア募集情報の発信 ■

ボランティアをしたい方、興味のある方に登録(ボランティアギルド制度)いただき、ボランティア情報を提供しています。

■ 団体登録制度 ■

市民活動団体に関する情報の収集及び市民への情報提供を目的に登録制度を運用しています。登録した団体は会議室使用料の半額、優先的な会議室予約、施設内設備の利用、情報誌への記事掲載等のメリットがあります。

■ 設備利用 ■

コピー機、閲覧用パソコンやワークスペース、自動販売機が備わっています。無料Wi-Fiもあります。登録団体はポスタープリンター、紙折り機、スキャナー等を利用することができます。

8 下関市市民協働参画審議会

(1) 規則

下関市市民協働参画審議会運営規則

平成17年2月13日 下関市規則第79号

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市市民協働参画条例(平成17年条例第134号。以下「条例」という。)第17条第5項の規定に基づき、下関市市民協働参画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、審議会委員(以下「委員」という。)の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第4条 審議会に、条例第17条の規定により市長から諮問される市民活動の状況の評価に関するこのうち、条例第2条第5号に規定する市民活動団体が実施する事業で、市が助成の対象とするものの公益性その他の助成要件について審査するため、助成事業審査部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する5人以内の者をもって構成する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置き、前項の部会を構成する委員の互選によりこれを定める。

4 第2条第2項及び第3項の規定は、部会長及び副部会長に準用する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(意見の聴取)

第5条 審議会は、必要があると認められるときは、市の関係機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民部まちづくり政策課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月23日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第23号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 下関市市民協働参画審議会 委員名簿

令和7年12月22日現在委員(敬称略)

条例上の区分	氏名	所属等	備考
第1号委員 公募委員	穂山 陽介		
	加藤 江里子		
	北尾 洋二		
	洲澤 育範		
	田中 信		
	山崎 知代		
第2号委員 市民活動団体 関係者	荒牧 利男	下関市連合自治会 副会長	
	中原 菊江	下関市連合婦人会 理事	
	栗本 知恵	下関市ボランティア連絡協議会 理事	
	家根内 清美	男女共同参画ネットワーク下関さんしゃいん21 代表	
第3号委員 事業者等で 構成する団体 の関係者	古田 妙子	一般財団法人下関21世紀協会 理事	
	熊丸 俊司	株式会社コミュニティエフエム下関 代表取締役社長	
	木原 知子	社会福祉法人下関市社会福祉協議会 地域福祉課 地域支援係 係長	
	伊藤 彰	やまぐち県民活動支援センター センター長	会長
第4号委員 学識経験者	安富 綾子	山口行政書士会下関支部 監事・行政書士	
	金 恵妍	梅光学院大学 准教授	
	川野 裕一郎	東亜大学 教授	副会長
	竹内 裕二	下関市立大学 教授	
第5号委員 市職員	藤井 裕志	下関市豊浦総合支所総合支所次長 (前下関市市民部部次長)	

(3) 諮問

下 ま 第 1 0 0 7 号
令和7年(2025年)7月2日

下関市市民協働参画審議会
会長 伊藤 彰 様

下関市長 前田 晋太郎

下関市市民協働参画審議会への諮問について

下関市市民協働参画条例第17条第1項の規定により、下記の内容について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 第5次下関市市民活動促進基本計画の策定について
- 2 令和6年度市民と行政・市民と市民の協働の取組(パートナーシップ)年次報告の評価について
- 3 令和7年度下関市市民活動支援補助金の審査について

以上

令和8年(2026年)1月7日

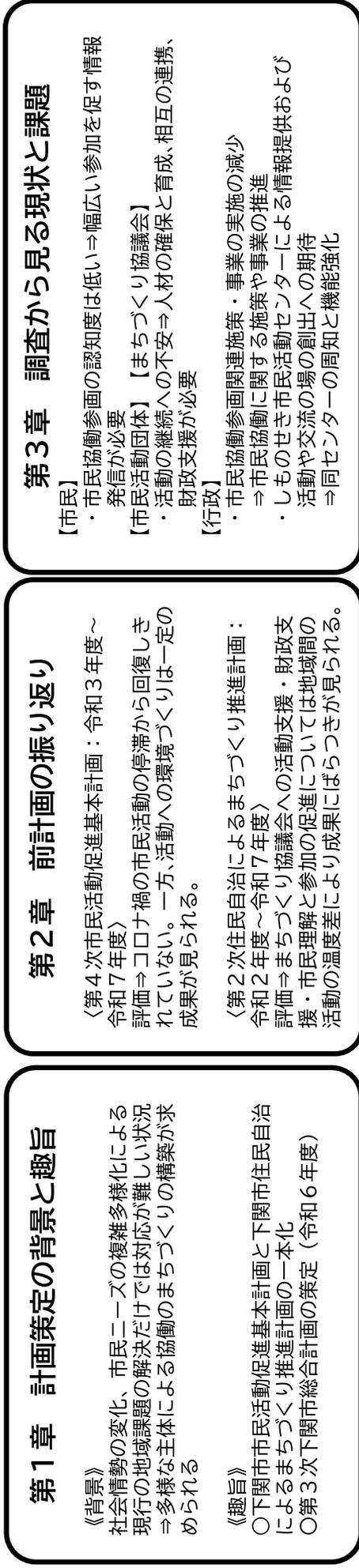
下関市長 前田 晋太郎 様

下関市市民協働参画審議会
会長 伊藤 彰

第5次下関市市民活動促進基本計画の策定について(答申)

令和7年7月2日付け下ま第1007号で諮問のあった第5次下関市市民活動促進基本計画の策定について、本審議会は下関市市民協働参画条例第17条第1項に基づき慎重に審議を重ねた結果、第5次下関市市民活動促進基本計画(案)は適当と認め、別添のとおり答申いたします。

9 第5次下関市市民活動促進基本計画【体系図】



第4章 計画の基本方針と施策		第5章 計画の推進		スローガン：つながる手 広がる未来 夢かなう下関				
基本方針	1	幅広い市民活動への参加と協働への理解促進	2	市民活動を発展させる環境づくり	3	中間支援機能の充実～しものせき市民活動センターの機能拡大～	4	住民自治によるまちづくりの推進～地域における協働の推進～
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ★市民活動を促進する情報の収集及び提供 ・情報収集と提供 ・市民協働に係る啓発 ・行政内の市民協働に対する意識向上 	<ul style="list-style-type: none"> ★市民活動の場の提供 ★市民活動を側面的に支援する助成制度の実施 ・参加・交流機会の創出 ・活動を発展させる支援 	<ul style="list-style-type: none"> ★市民活動団体、まちづくり協議会、ボランティアアギルド等、各団体間のネットワーク化の促進 ・情報共有・意見交換の仕組みづくり ・地域コデーネットワーク機能の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ★まちづくり協議会の運営及び活動への支援 ・まちづくり協議会の運営及び活動への支援 ・地域づくりの人材育成 ・自主財源確保の推進 			